

## 平和安全法制への対案④（周辺事態法）

### 【重要影響事態安全確保法・船舶検査活動法の改正】

#### <立法の背景・趣旨>

平和安全法制整備法により、周辺事態安全確保法・船舶検査活動法について、周辺事態概念の見直しのほか、自衛隊の活動地域の拡大、支援対象の拡大、船舶検査活動の範囲の拡大等の改正が行われた。

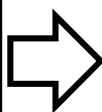
→ 重要影響事態安全確保法・船舶検査活動法について、重要影響事態を周辺事態に改めるなど改正前の状態に戻すほか、所要の改正を行う必要がある。

- ① 重要影響事態を周辺事態に改める、後方地域支援の対象を合衆国軍隊に限定するなど、重要影響事態法等の枠組みを、平和安全法制整備法による改正前の状態に戻すことを基本とする。
- ② 国会承認の対象を基本計画とし、6か月ごとの再承認を必要とする。
- ③ 対応措置従事者の安全確保の配慮規定を設ける。
- ④ 輸送、修理・整備の対象から、我が国として輸送、修理・整備をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）を除外する。

#### 現 行

#### 改 正 法

- ・ 重要影響事態…我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態
- ・ 合衆国軍隊・外国軍隊等に対して後方支援活動を行う
- ・ 後方支援活動・搜索救助活動は、現に戦闘行為が行われていない現場以外の実施区域で行う
- ・ 船舶検査活動は、重要影響事態・国際平和共同対処事態に際して行う
- ・ 国会承認は、対応措置（後方支援活動・搜索救助活動・船舶検査活動）の実施について行う
- ・ 安全確保の規定なし
- ・ 輸送、修理・整備の対象に制限なし



- ・ 周辺事態…我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態
- ・ 合衆国軍隊に対して後方地域支援を行う
- ・ 後方地域支援・後方地域搜索救助活動は、後方地域の実施区域で行う
- ・ 船舶検査活動は、周辺事態に際して行う
- ・ 国会承認は、基本計画について行い、対応措置が6か月を超える場合、再度の承認を必要とする
- ・ 対応措置従事者の安全確保につき防衛大臣等の配慮義務規定を設ける
- ・ 我が国として輸送、修理・整備をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）を除外する